

鎌ヶ谷市民まつりフリーバザール募集要項

第50回鎌ヶ谷市民まつりフリーバザールの出店者を募集します。

日 時	令和6年10月12日（土）（雨天決行、荒天中止） 10:00～16:00（鎌ヶ谷市民まつりは10:00～17:00）	
場 所	新鎌ヶ谷駅南口交通広場	
応 募 要 件	市民、市内団体・市内企業優先 ※一団体、一家族は一区画をお申し込みください。代表者を別にして二区画以上のお申込みはお断りいたします。 ※申込み多数の場合は、調整の上お断りすることがあります。 ※食品を取扱う場合は必ず説明会の参加が必要になります。	
出 店 料 ※荒天により中止の場合も、出店料の返金はありません。	（1）ミニ （間口3m×奥行2m）	市内 3,000円 市外 4,000円
	（2）標準 （間口4m×奥行3m）	市内 6,000円 市外 8,000円
	（3）特別パック （間口4m×奥行3m）	40,000円 ※場所優先・テントの設営撤去費用（約23,000円）含む ※机・椅子は、各自でご用意をお願いします。
	（4）キッチンカー	市内 10,000円 市外 10,000円 （千葉県車両による食品取扱営業許可証必須）
申込み方法	① 市民まつり実行委員会事務局（鎌ヶ谷市役所 市民活動推進課）窓口で配布している申請書に記入して直接提出、郵送、または FAX ② スキャンした申請書を mail: chishin@city.kamagaya.chiba.jp へ送信 （3MBを超える場合は受信できませんのでご相談ください。） ※郵送事故や誤送信、プロバイダーのブロック等により、不着の場合は受付できませんので電話等によりご確認ください。また、7月19日（金）までに次ページの「提出書類」に記載されている書類をご提出ください。	
募 集 期 間	7月1日（月）8:30～7月19日（金）17:00 ※土日祝日は窓口が開いておりません。平日に窓口へお越しいただくことが難しい場合はメール等での送信をお願いします。	
問い合わせ先	鎌ヶ谷市民まつり実行委員会事務局（市役所市民活動推進課内） 電話 047(445)1252 FAX 047(445)1400	

※応募される方は、以下の要件を必ず遵守してください。

- 鎌ヶ谷市暴力団排除条例（平成24年鎌ヶ谷市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は第2条第2号に規定する暴力団員又は第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと、若しくはそれらのいずれかの統制下にある個人・団体・事業者でないこと
- 宗教及び特定の政党・政治に関する活動でないこと

今後の日程	8月1日(木)以降 <u>出店者決定後、決定通知を発送し、出店料の支払いを依頼します。</u> <u>(出店内容により営業許可の取得依頼や、検便結果の提出を追加依頼します。)</u> 9月上旬 <u>出店者説明会及び食品取扱に関する説明会</u> ※食品取扱がない出店者は食品取扱に関する説明会へ参加する必要はありません。
提出書類 締切：7月19日 (金) 17:00	1 千葉県露店営業許可のない食品取扱での出店者 ①参加申込書 ②誓約書 ③出店計画書 ※この一年のうち、市民まつりのみの出店者で営利目的でない食品取扱出店申込者は、出店が決定した場合、検便結果のコピーの提出を依頼します。この一年のうち、他のイベントでも出店される方や、営利目的の方は営業許可証が必要になりますので「2 千葉県露店営業許可証を取得した食品での出店者」としてお申し込みください。 2 千葉県露店営業許可証を取得した食品での出店者 ①参加申込書 ②誓約書 ③出店計画書 ④露店営業許可証のコピー (露店営業許可証の営業所所在地に「県内一円」と記載されているもの) 3 営業許可のある場所(お店等)で調理した包装品を販売する出店者 ①参加申込書 ②誓約書 ③出店計画書 ④食品取扱営業許可証のコピー (※賞味期限や成分表示、お店などの情報が記載されていることが必要) 4 キッチンカーでの出店者 ①参加申込書 ②誓約書 ③出店計画書 ④食品取扱営業許可証のコピー (食品取扱営業許可証の営業所所在地に「県内一円」と記載されているもの) ⑤キッチンカーの写真 ⑥車検証のコピー 5 その他の出店者(物販出店、パネル展示など) ①参加申込書 ②誓約書 ③出店計画書(野菜や、店で購入した包装品の駄菓子等の飲食物を販売する場合のみ出店計画書の提出が必要です。その他の場合、提出は不要です。)

当日の注意事項	食品の販売について	・ 1 店舗食品の取扱は 1 品目までとなります。 ・ 食品を取扱う場合は必ず「食品取扱に関する説明会」にご参加ください。 ※取り扱える品目は、保健所作成のリーフレットを準用しておりますが、判断は実行委員会側で行います。申請内容等に不明確な部分がある場合や品目等の調整に応じていただけない場合等は、出店をお断りします。 ※食中毒等が発生した場合は出店者の責任となり、実行委員会は一切責任を負いません。
	火気・発電機	<u>鎌ヶ谷市火災予防条例（昭和 37 年鎌ヶ谷市条第第 12 号）により火気・発電機を使用する場合は消火器の用意が必須となります。</u>
	搬入出車両	・ 販売時間は 16：00 までとし、撤収準備を 16：30 までに完了させてください。16：30 からは完全に撤収時間となります。 ・ 駐車場の用意はありません。近くの有料駐車場を利用してください。 ・ 出店場所近くまで車で搬入出することが可能です。（1 団体 1 台限り） ・ 搬入出時間は出店許可証と一緒に後日送付します。
	その他	（1）以下の行為は出来ません。 ・ 区画外での販売及び呼び込み行為 ・ コピー商品の販売 ・ 転売行為（会場内で買ったものを自分の店で売る行為） ・ 開催時間外の販売行為 ・ 会場内での勧誘行為 ・ ペット連れでの出店 ・ 喫煙 ※新鎌通りを含む新鎌ヶ谷駅周辺エリアでの喫煙は鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例（平成 17 年鎌ヶ谷市条例第 34 号）に基づき禁止されております。過去に苦情もありましたので、各代表者は出店協力者に禁煙を徹底してください。 （2）売買に関するトラブルは、実行委員会は一切責任を負いません。直接個々に対応をお願いします。 （3）開催日当日は申込者本人が必ず参加してください。（代理出店不可）
開催の中止		当日の天候により中止となる場合は、当日 7：00 までに市民まつりホームページ上に掲載します。ホームページの閲覧ができない場合は、市民まつり実行委員会事務局までお問い合わせください。

第50回 鎌ヶ谷市民まつり

フリーバザール参加申込書

【連絡先】 当日会場で配布する案内図に、団体名（団体名がない場合は、申込責任者名）を記載します。

団体名			
申込責任者名			責任者生年月日
			年 月 日
申込責任者住所	〒		
電話番号		携帯電話番号	
FAX 番号		E-mail	

【出店内容】 食品の場合は提供する食品の名前、物品販売や展示の場合は物品や展示内容をご記入ください。

内容			
食品取扱	有 ・ 無 ※ 市民まつりで取り扱いのできる食品は、別紙『模擬店開催時の注意事項』のとおりです。		
申込区画 (1団体1区画) ※ 希望の区画に丸印をお願いします。 昨年よりも金額が上がっておりますのでご注意ください。	☐	ミ	ニ (間口3m×奥行2m) 市内3,000円 市外4,000円
	☐	標	準 (間口4m×奥行3m) 市内6,000円 市外8,000円
	☐	キッチンカー	千葉県車両による食品販売許可証必須。 市内 10,000円 市外 10,000円
	☐	特別パック	(間口4m×奥行3m) 区画確約及びテント設営撤去作業込 ¥40,000-
テントの使用	有 ・ 無 (m × m)		※テントは必ず申込の区画内におさまる物を使用してください。
火気(発電機含む)使用の有無	有 ・ 無 種類: 発電機・その他 ()		協力出店(団体名) ()

※火気(発電機を含む)を使用される場合は、鎌ヶ谷市火災予防条例により消火器の携帯が必須となります。
 ※搬入搬出車両について、道路使用を円滑に行うため、1区画の出店に対し、1台とさせていただきます。

模擬店開催時の注意事項

1 食品の取扱品目について

食中毒防止のため、例示の品目の食品を取り扱うようお願いいたします。

※加熱調理食品であって、調理工程が簡単なもの

汁物類 おでん、豚汁、焼き物類 焼き鳥、お好み焼き、たこ焼き、フランクフルト、焼きトウモロコシ、イカ焼き、田楽、じゃがバター、ラーメン、焼きそば、揚げ物類、鶏唐揚げ、コロッケ、フライドポテト、アメリカンドッグ、今川焼き、たい焼き、ドーナツ、ベビーカステラ、ポップコーン、焼き団子、おしるこ、清涼飲料水（食品衛生法で定められている規格基準に合致するもの）、かき氷（食品衛生法で定められている規格基準に合致する氷を使用）、アイスクリーム類 ディッシュアップアイス、押し出し式アイス、チョコバナナ

（弁当、おにぎり、すし、カレーライス等の米飯類、ハンバーガー、サンドイッチ等の調理パン等の食品の取扱いは認めません。また、生クリームの取扱いは認めません。）

2 衛生管理について

細菌性食中毒や病原性大腸菌O-157の発生を防止するため、「清潔」・「迅速」・「加熱又は冷却」を徹底しましょう。

- ① 新鮮な材料を仕入れましょう。
- ② 原材料や器具等は適正に保管しましょう。
- ③ 原材料、まな板、包丁等の器具の洗浄・消毒を徹底しましょう。
- ④ 作業に入る前、肉・魚・卵などを扱った後は必ず手洗いをしましょう。
- ⑤ 加熱は十分に（目安：食品の中心部85℃以上1分間以上）行いましょう。加熱不足に気をつけましょう。
- ⑥ 調理後の食品は消毒した専用器具を用いて盛り付け、素手で直接触れることのないようにすること。
- ⑦ 食品の作り置きを避けましょう。調理してから食べるまで時間をおかない事が大事です。
- ⑧ 使用水の管理（消毒）に注意しましょう。
- ⑨ ごみ処理の衛生確保に注意しましょう。（廃棄物は責任をもって処分しましょう。）
- ⑩ 「下痢をしている者」「手指に傷や化膿性疾患のある者」は調理を避けましょう。
- ⑪ 調理をする人は必ず事前に検便を実施し、保菌者でないことを確認しておきましょう。
- ⑫ 原材料や調理済食品を2週間冷凍保管するよう努めましょう。

誓約書

年 月 日

鎌ケ谷市民まつり実行委員会

委員長 高橋 寛 様

住所

団体名

氏名・代表者名

印

(氏名は、必ず申込時に記入した申込責任者となるようにして下さい。)

第50回鎌ケ谷市民まつりへの参加にあたり、下記の事項を厳守すること
とを誓約致します。

記

1. 道路交通法、酒税法などの関連法令、及び実行委員会の下記遵守事項
を厳守し、実行委員会の指示に従います。

(遵守事項)

市民まつりに参加する者及び団体は下記の事項を遵守しなければならない。遵守
されない場合は、まつり参加資格を失うものとする。

- (1) 宗教及び政党・政治に関する活動をしない
- (2) 各行事参加要項に反する行為をしない
- (3) 参加申請内容に虚偽を含まない

(裏面に続きます。)

2. 暴力団員等でないこと、及び暴力団との関係がないことを誓約します。

なお、暴力団員及び暴力団との関係について、実行委員会に届け出た氏名・住所等を、警察へ照会することに同意します。

鎌ヶ谷市暴力団排除条例による暴力団の定義

- (1) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

3. 本誓約に違約したと実行委員会が判断した場合は、速やかに参加を中止します。
4. 本誓約に違約し参加を中止した場合、既納の参加料等の返還請求は行いません。また、参加の中止により損害が発生した場合、その損害についての賠償請求についても行いません。
5. 申込に名義貸し、虚偽の記載、その他不正な方法による出店等は一切しません。
6. 暴力団にみかじめ料、ショバ代等の名目を問わず、一切金品等を渡したり、暴力団にとって利益となる行為をしません。
7. 暴力団員及び暴力団関係者を従業員等として一切使いません。
8. 営業中において、粗野、卑猥な言動をするなどお客等に迷惑をかける

行為はしません。

9. 主催者が定めた出店場所、車両の乗り入れ方法、ごみの回収方法等の
出店事項及び注意事項を厳守します。
10. 主催者等祭り関係者の指示には積極的に従い、まつりの運営に全面的
に協力します。

(以下余白)

出 店 計 画 書

事務局記入欄

出店番号：

出店者（団体名）

食品取扱責任者氏名

TEL

1 出店について ※該当する番号に○等記載ください。

① 他の行事に、出店又は出店予定はない。

② 他の行事にも出店又は出店予定がある。 年間（ ）回

2 取扱い品目等

（営業に該当しない出店者は1区画1品目までとなりますが、併せてペットボトル等の飲料も取扱いできます。また、千葉県内一円で「自動車を利用して行う営業」または、「屋台、露店等での飲食店営業」の許可を有している方は許可条件の範囲内であれば2品目以上も可能です。）

取扱い品目 （メニュー）	使用材料 （仕入れる食材）	調理方法等 （行うことを○で囲む）	一日の 取扱量
		解凍・切る・焼く・煮る・蒸す・ゆでる 揚げる・注ぐ・小分け・包装品販売 その他（ ）	食
		解凍・切る・焼く・煮る・蒸す・ゆでる 揚げる・注ぐ・小分け・包装品販売 その他（ ）	食
		解凍・切る・焼く・煮る・蒸す・ゆでる 揚げる・注ぐ・小分け・包装品販売 その他（ ）	食
		解凍・切る・焼く・煮る・蒸す・ゆでる 揚げる・注ぐ・小分け・包装品販売 その他（ ）	食

3 従事者名簿

氏名	検便の 有無	氏名	検便の 有無
	有・無		有・無
	有・無		有・無
	有・無		有・無
	有・無		有・無

※千葉県内一円で営業可能な簡易な飲食店営業等又は自動車を利用して行う営業の許可を有し、当該営業を行う場合であって、当該食品取扱営業許可証の写しを提出した出店者においては「4 設備概要」及び「5 出店時の調理場所の平面図」を省略することができる。

4 設備概要

販 売 場 所	屋外（雨除け 有・無） ・ 屋内（場所： ）			
主 な 調 理 場 所	屋外（雨除け 有・無） ・ 屋内（場所： ）			
冷 蔵 設 備	有 [電気冷蔵庫・クーラーボックス その他（ ）] ・ 無	温度計	有 ・ 無	
手 洗 い 設 備	有 [水道・給水ポリタンク その他（ ）] ・ 無	消毒薬	有 ・ 無	
食器の利用方法	使い捨て容器 ・ 洗浄後再利用		使い捨て手袋使用	有 ・ 無
使 用 水	上水道 ・ 井戸水（ 年 月 日 検査済）			
原料の仕込み場所 ※仕込みをする場所	施設名（ ）所在地（ ）			

5 出店時の調理場所の平面図

	※平面図には下記の衛生設備等を記入
	手洗い設備 ┌ 1.給水タンク／蛇口 2.排水容器／シンク 3.石けん └ 4.消毒液 5.器具洗浄設備 6.調理器具 7.冷蔵／温蔵設備 8.ゴミ箱

6 添付書類

食品取扱営業許可書の写し

(千葉県内一円で営業可能な簡易な飲食店営業等又は自動車を利用して行う営業の許可を有し、当該営業を行う場合に限る。)

【 記入例 】

出 店 計 画 書

事務局記入欄 **記入不要**
出店番号：

出店者（団体名）

食品取扱責任者氏名

祭 太郎

鎌ヶ谷市民まつり会

T E L

047-445-1252

1 出店について ※該当する番号に○等記載ください。

① 他の行事に、出店又は出店予定はない。

② 他の行事にも出店又は出店予定がある。 年間（ ）回

2 取扱い品目等

（営業に該当しない出店者は1区画1品目までとなりますが、併せてペットボトル等の飲料も取扱いできます。また、千葉県内一円で「自動車を利用して行う営業」または、「屋台、露店等での飲食店営業」の許可を有している方は許可条件の範囲内であれば2品目以上も可能です。）

取扱い品目 (メニュー)	使用材料 (仕入れる食材)	調理方法等 (行うことを○で囲む)	一日の 取扱量
焼きそば	冷凍めん(加熱済) 豚小間肉(カット済) キャベツ・ソース 紅しょうが	解凍・切る・焼く・煮る・蒸す・ゆでる 揚げる・注ぐ・小分け・包装品販売 その他（ ）	100 食
ジュース	缶入り	解凍・切る・焼く・煮る・蒸す・ゆでる 揚げる・注ぐ・小分け・包装品販売 その他（ ）	100 食
ウーロン茶	ペットボトル入 り	解凍・切る・焼く・煮る・蒸す・ゆでる 揚げる・注ぐ・小分け・包装品販売 その他（ ）	100 食
		解凍・切る・焼く・煮る・蒸す・ゆでる 揚げる・注ぐ・小分け・包装品販売 その他（ ）	食

3 従事者名簿

氏名	検便の 有無	氏名	検便の 有無
祭 太郎	有・無		有・無
鎌谷 花子	有・無		有・無
	有・無		有・無
	有・無		有・無

※千葉県内一円で営業可能な簡易な飲食店営業等又は自動車を利用して行う営業の許可を有し、当該営業を行う場合であって、当該食品取扱営業許可証の写しを提出した出店者においては「4 設備概要」及び「5 出店時の調理場所の平面図」を省略することができる。

4 設備概要

販 売 場 所	屋外（雨除け ☒ 有・無） ・ 屋内（場所： ）					
主な調理場所	屋外（雨除け ☒ 有・無） ・ 屋内（場所： ）					
冷 蔵 設 備	☒ 有	〔 電気冷蔵庫・クーラ ☒ ボックス その他（ ） 〕 ・ 無			温度計	☒ 有 ・ 無
手 洗 い 設 備	☒ 有	〔 水道・給水ボ ☒ リタンク その他（ ） 〕 ・ 無			消毒薬	☒ 有 ・ 無
食器の利用方法	使い捨 ☒ て容器 ・ 洗浄後再利用				使い捨て手袋使用	☒ 有 ・ 無
使 用 水	☒ 上水道 ・ 井戸水（ 年 月 日 検査済）					
原料の仕込み場所 ※仕込みをする場所	施設名（ ）所在地（ ）					

5 出店時の調理場所の平面図

記載例

★調理場等の平面図★

正 面

壁高までテント巾を覆う

食料物
容器
(ふた付)

紙 板

ゴミ
ポット

缶飲料等
物品販売

照明(90cm)吊下げ

2.7m

冷蔵ケース
温度計あり

食器等
保管場所
(ふた付)

作業台

器具洗淨設備

手洗消毒薬、洗剤石けん

手洗い機

熱水
タンク
(20ℓふた付)

冷水
貯留
容器
(20ℓふた付)

熱水
タンク
(20ℓふた付)

8.6m

天井と側面と前面はテント等で覆う。正面は壁の高さまで覆う。

※平面図には下記の
衛生設備等を記入

手洗い設備

- 〔 1 .給水タンク／蛇口
- 2 .排水容器／シンク
- 3 .石けん
- 〔 4 .消毒液
- 5 .器具洗浄設備
- 6 .調理器具
- 7 .冷蔵／温蔵設備
- 8 .ゴミ箱

6 添付書類

食品取扱営業許可書の写し

(千葉県内一円で営業可能な簡易な飲食店営業等又は自動車を利用して行う営業の許可を有し、当該営業を行う場合に限る。)